## 議案第89号

北上市保健・子育て支援複合施設条例の一部を改正する条例

北上市保健・子育て支援複合施設条例(令和2年北上市条例第35号)の一部を次のように改正する。

(開館時間及び休館日)

第5条 北上市一時保育室、北上市地域子育て支援センター及 び北上市屋内遊び場の開館時間及び休館日は、次のとおりと する。ただし、市長が必要と認めたときは、臨時に開館し、 又は臨時に休館することができる。

改正前

施設	開館時間	休館日
[略]		
北上市地域子育	[略]	日曜日 <u>、土曜日</u> 、国民の祝日に関
て支援センター		する法律に規定する休日及び12月
		29日から翌年の1月3日まで
[略]		

(開館時間及び休館日)

第5条 北上市一時保育室、北上市地域子育で支援センター及び北上市屋内遊び場の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、臨時に開館し、 又は臨時に休館することができる。

改正後

施設	開館時間	休館日
[略]		
北上市地域子育	[略]	日曜日、国民の祝日に関する法律
て支援センター		に規定する休日及び12月29日から
		翌年の1月3日まで
[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月3日提出

北上市長 髙 橋 敏 彦

## 提案理由

北上市地域子育て支援センターについて、土曜日においても開館しようとするものである。